平成３０年（フ）第１０号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目７番２号、前住所兵庫県尼崎市東難波町５丁目29番47号　双葉マンション１－Ａ
破産者　山本　真美（旧姓兼濱）
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市昭和１丁目２番33号　宏栄ハイツ302号
破産者　中島佐代子
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
岡山県総社市総社２丁目14番32号　ベラカーサ105
破産者　石坂　欽則
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市安江120番地７　ハイツ高砂102号室
破産者　貝原　幸子
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
福岡県久留米市田主丸町志塚島1037番地２
破産者　石井　幸子
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３２号
福岡県久留米市北野町高良1682番地１　プライマリッツ101号、開始決定時の住所福岡県久留米市北野町千代島860番地５
破産者　松本雅浩こと　ＫＩＭ　ＡＨＯ　金　雅浩
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２５６号
福岡県久留米市西町660番地１　シャルム高松Ⅱ302号
破産者　北村　貴子
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６６４号
北九州市八幡東区尾倉３丁目９番16号
破産者　本田　竜海
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１号
長崎県五島市小泊町264番地１
破産者　坂本　佳世
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第１２号
熊本県菊池郡大津町大字室2042番地５　室東仮設団地　３－２号、前住所熊本県菊池郡大津町大字杉水836番地18
破産者　村田　勝喜
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６８号
大分県宇佐市大字東高家1217番地
破産者　善野　祐加
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７号
大分県中津市大字宮夫28番地１　ロイヤルハイツ　304号
破産者　中山田宜彦
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８号
大分県国東市国見町大熊毛2349番地
破産者　藤原　晴之
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３７号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目25番３号
破産者　肱黒　　透
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０号
宮城県気仙沼市錦町１丁目２番１号　市営鹿折南住宅３－303
破産者　鈴木　基博
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１８２号
秋田県潟上市天王字二田219番地88、前住所東京都北区浮間５丁目４番43号　株式会社グリーンキャブ赤羽営業所（赤羽寮５号室）
破産者　松村　拓野
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５７号
滋賀県草津市矢橋町７番地95
破産者　上田慶一郎
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部